平成２１年（フ）第１１８号
岩手県北上市川岸１丁目６番１号　エル・ビエント202号
債務者　白畑　浩一
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１号
岩手県花巻市石鳥谷町中寺林第７地割38番地64
債務者　晴山　吉和
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第５号
岩手県花巻市中根子字滝ノ沢109番地１、住民票上の住所岩手県北上市平沢５地割３番地
債務者　小原　純一
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第１１８号
岩手県奥州市水沢区台町１番47号
債務者　千葉　秀紀
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第１号
岩手県奥州市胆沢区小山字岩ヶ馬場13番地15
債務者　酒井　健友
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第２号
岩手県奥州市水沢区天文台通り６番12号
債務者　阿部　政恵
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第４９９号
群馬県高崎市八千代町１丁目５番11号　ヴィラＭＲＫ８―301号
債務者　池田佐代子（旧姓金森）
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第９号
群馬県高崎市新町1403番地３
債務者　南波　慶彦
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第７１９号
新潟市西蒲区與兵衛野新田68番地、前住所新潟市西蒲区天竺堂1046番地
債務者　大滝　秋夫
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７４６号
新潟市西区鳥原2507番地２　笠原借家４号棟、前住所新潟市東区東明３丁目10番地６東明マンション307号
債務者　森　　典子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７５０号
新潟市東区南紫竹２丁目１番14号　ユートピアレジデンス南紫竹Ａ―410号
債務者　笹川　端夫
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６号
新潟市東区東中島１丁目２番３―321号
債務者　高山　　駿
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２号
新潟市西区小新３丁目２番15号
債務者　島村　智子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６３号
岐阜県土岐市肥田町肥田2885番地の２
債務者　加藤　裕美
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２６７号
岐阜県瑞浪市明世町月吉898番地の２
債務者　山中美智子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第８号
岐阜県瑞浪市日吉町8897番地
債務者　堀部　勝利
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１号
三重県尾鷲市倉ノ谷町23番12号
債務者　南　　博貴
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
津地方裁判所熊野支部